

開催年月日 平成26年11月12日（水）

質問者 公明党 吉井 透 委員

答弁者 危機管理監、危機対策課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 火山災害対策について</p> <p>9月27日に、御嶽山が噴火し、紅葉が見頃の土曜日の昼間、山頂付近での爆発という条件も重なって、57名の方々が亡くなられ、現在も行方不明者が6名という戦後最大の火山災害が発生いたしました。</p> <p>火山噴火予知連絡会では全国で110の活火山を選定しており、そのうち、道内には、北方四島の11火山を含めて31の活火山があり、これまでも火山の噴火により多くの被害が発生しており、また、今後も噴火が発生することは予見されております。</p> <p>そこで、北海道の火山災害対策について、以下伺って参ります。</p> <p>(一) 道内火山の監視状況と活動状況について</p> <p>先ほど申し上げたとおり、広域な北海道においては31の火山を有しており、47都道府県では最多となっております。それだけ、火山の活動状況などを監視していかなければならないものと考えますが、道内の活火山に対する監視状況と活動状況についてお伺いします。</p> <p>(二) 火山防災協議会の設置について</p> <p>現在、国において、この度の御嶽山噴火を教訓として、こうした火山災害を二度と起こさないよう火山防災対策に関する検討や課題の整理が進められているところであります。</p> <p>その中で、国では、常時観測火山の全てにおいて火山防災協議会の設置を求めたところでありますが、道内においては、9つの常時観測火山のうち、これまで5つの火山防災協議会が設置されているとのこととあります。残りの4火山における協議会の設置は言うまでもありませんが、既に協議会が設置されている火山においては、その協議会における取組が重要と考えます。</p> <p>現在設置されている協議会の開催状況や活動状況についてお伺いします。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>道内活火山の監視状況などについてであります。気象庁では、火山防災のために、監視・観測体制の充実等の必要がある火山として北方四島の11火山を含め道内31の活火山のうち、雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、倶多楽、恵山の9火山を常時観測火山として指定しているところでございます。</p> <p>常時観測火山に関しましては、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するため、気象庁が地震計や空震計、遠望カメラなどの観測機器を設置し、大学等研究機関などからのデータ提供も受け24時間体制で監視を続けており、これらのデータをもとに毎月、火山活動の解説資料などを公表しているところでございます。</p> <p>また、これらの観測、監視の成果を用いまして、火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には、速やかに噴火警報を発表しているところでございます。</p> <p>なお、札幌管区气象台によりますと、現在のところ9つの常時観測火山の活動状況は概ね静穏であり、噴火の兆候は認められない旨発表されているところでございます。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>火山防災協議会の活動状況などについてであります。9つの常時観測火山のうち、昭和37年から41年にかけて、常時観測が開始されている雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳の5火山につきましては、災害対策基本法に基づく火山防災会議協議会が既に設置され、協議会として関係市町村共通の火山災害対策に関する防災計画の策定やハザードマップの作成、噴火警戒レベルの導入など、関係機関が連携し、火山災害に備えた防災対策に取り組んできているところでございます。</p> <p>これらの協議会では、平時から、市町村や气象台、地元振興局などの関係機関が連携し、情報共有を図るとともに、噴火を想定した防災訓練の実施や、火山活動の現地調査、さらには、住民等を対象とした講演会による火山防災知識の普及啓発など、火山防災対策の充実強化に向けた取組を行っているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 十勝岳火山防災会議協議会の活動状況について 私の地元の近隣には、十勝岳、大雪山と常時観測火山に指定された活火山が2つあります。 大雪山の最新の噴火は約250年前と推定されていますが、十勝岳は、江戸の安政年間の1857年以降、1887年、1926年、1962年、1988年に顕著な噴火が発生しており、また最近では2004年に、ごく小規模な水蒸気噴火が発生しております。 1988年の噴火からはすでに26年経過しており、今後、特に警戒しなければならない火山だと考えているところです。 そこで、十勝岳に関して、質問させていただきますが、さきほど、火山防災協議会の活動状況についてお伺いしましたが、特に十勝岳火山防災会議協議会の活動状況と、十勝岳に関する道の火山対策の取組状況についてお伺いします。</p>	<p>(危機対策課長) 十勝岳火山防災会議協議会の活動状況などについてでございますが、十勝岳については、平成2年に火山防災会議協議会が設置され、噴火警戒レベルの導入をはじめ、防災関係機関や住民等と連携した「十勝岳噴火総合防災訓練」を毎年実施しているほか、「十勝岳の火山防災勉強会」の開催など火山防災対策に取り組んできているところでございます。 また、道では、こうした火山防災会議協議会に参画し、関係機関と連携協力するとともに噴火警戒レベルが導入されている5火山を対象とした「火山噴火防災訓練」の隔年実施や火山活動の調査研究などを実施しており、十勝岳に関しましては、平成19年に防災訓練を実施、平成24年度に、火山活動の調査研究を行い、昨年度は、その研究報告書を作成するなど、十勝岳の火山災害に備えた防災対策に取り組んできているところでございます。</p>
<p>(四) 十勝岳関係自治体の避難計画の策定状況などについて 現在、道内の常時観測火山で、噴火の際に被害が予想される24市町村のうち、内閣府の指針どおりの具体的な避難計画があるのは2市町にとどまっているとの調査結果が発表されております。 今回の御嶽山の噴火においても、水蒸気噴火でありまして、噴火予知というものは難しいとの専門家の意見も聞かれます。 そのような中、万が一、噴火した場合の手順などを定めた避難計画は、特に人的被害を防ぐには欠かせないものであります。 そこで、十勝岳の噴火による影響を受ける自治体の避難計画の策定状況と策定された計画の内容が指針の水準に達しているのかどうか、お伺いします。</p>	<p>(危機対策課長) 十勝岳関係自治体の避難計画の策定状況などについてでございますが、十勝岳の噴火によって影響を受ける可能性がある関係6市町では、これまで、噴火警戒レベルに応じた避難の実施時期や避難対象地域を市町村の地域防災計画に位置づけるなどし、火山災害時における避難に関する一定の計画は既に定められているところでございます。 しかしながら、国が策定した「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」におきましては、住民への情報伝達手段や避難ルートの特定、さらに避難者の輸送手段の特定など、具体的に実践的な避難計画を策定し、市町村の地域防災計画に位置づけるよう求めており、こうした指針を踏まえた国の調査では、住民の避難ルートなどの特定といった避難計画策定にあたっての重点項目であります7つの事項のすべてを定めている市町は、平成26年3月現在で十勝岳関係6市町のうち、1団体となっているところでございます。</p>
<p>(五) 登山届について 7つの事項を全て定めているのは1町だけということで、次の質問にいきましても、十勝岳や大雪山でもそうですが、道内の火山の多くは、登山が可能な山として、毎年、多くの登山者が訪れています。 今回の御嶽山の噴火の際には、登山届を出していない人もいたため、行方不明者の特定に時間がかかったものと承知しております。 登山は、当然、火山に限ったものではなく、また、登山時に起きる災害も噴火に限ったものではありませんが、行方不明者の捜索には非常に有効なものであり、また、効果的な捜索が減災に結びつくものではないかと考えます。 そこで、道内の登山届の提出状況と届出にあたって、どのような取組を行っているのか、お伺いします。</p> <p>今ご答弁にありましたが、登山届の提出率がわかっているだけで28%というのは憂慮すべき状況であるというふうに思います。意識啓発など対策が必要かと思えます。次の質問に行きます。</p>	<p>(危機対策課長) 登山届についてでございますが、登山届の提出は、委員ご指摘のとおり、火山に限りませんが登山者の計画的で慎重な行動を促し、遭難事故を未然に防止するとともに、登山者が遭難した場合の捜索活動に有効な情報となるものと考えているところでございます。 道では、北海道警察や登山者の多い地域の振興局のホームページなどにおいて、各警察本部、最寄りの警察署、派出所への持参や郵送等による登山届の提出を促しておりますほか、山岳遭難の防止などを目的に設置されております北海道山岳遭難防止対策協議会の構成機関であります森林管理局や地方山岳遭難防止対策協議会におきまして、登山届の周知・啓発を行っているところでございます。 また、昨年の道内における登山届の状況は、北海道警察の公表によりますと、警察が受理した登山届は、全体で3,338件でありまして、山岳遭難が発生した60件のうち、登山届の提出があったものは17件、提出率は約28%となっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 避難シェルターについて 御嶽山の噴火により亡くなられた方の多くは、噴石が頭部などに当たったことによるものといわれております。 噴石から登山者の命を守るためには、避難シェルターの設置が有効なものと考えますが、道内の設置状況についてお伺いします。</p> <p>(七) 今後の対応について これまで、火山災害対策に関する道内の状況や現在の取組などについて伺ってきました。冒頭に申し上げましたが、現在、国においては、御嶽山の噴火を踏まえて、常時観測火山全てにおける火山防災協議会の設置、登山者や旅行者に対する適切な情報提供や登山届や避難施設を含めた安全対策など、火山防災対策に関する取組について検討が行われているところであります。 一方、道としても、地元や関係機関と連携・協力しながら、しっかりと対策を進めていくべきと考えます。 今後、道として、火山防災協議会の設置や避難計画の作成促進、また防災訓練の実施など、登山者の安全対策を含め、火山災害対策にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いします。</p> <p>危機管理監からご答弁をいただきましたが、御嶽山の火山災害があったばかりでありますけども、なかなか身近な火山の兆候が見られるというようなことでもない限り、地元の人達の意識はやはりなかなか高まらないものかなというふうに私としては感じています。道内では噴火予知が可能と言われているのは有珠山くらいでありまして、十勝岳をはじめとして水蒸気噴火がある火山というのは突然に噴火が起こるといふふうに承知をしておりますが、それだけに避難計画にあたっては、十勝岳ではまだ1団体と言われましたが、7つの重点事項の策定など大変に大事であると考えますので、そうした作成の促進など、国の取組等も注視をされながらということになるかと思いますが、対策をしっかりとお願いをして私の質問を終わりたいと思います。</p>	<p>(危機対策課長) 登山者が避難できる退避壕や退避舎の設置についてであります。噴石などから、登山者の身を守るためには、退避壕や退避舎は、安全対策上、効果的な一つの手段であります。9つの常時観測火山のうち、有珠山に関しては、民間企業が運営するロープウェイの駅内に約130名が収容できる退避施設が設置されているところでございます。 残りの火山につきましては、十勝岳、大雪山、樽前山につきましては、避難小屋は設置されているものの、噴石からの登山者等の安全確保を目的とした退避壕などの避難施設は設置されていないところでございます。</p> <p>(危機管理監) 今後の火山防災対策についてでございますが、道では、これまで、火山防災対策として市町村や気象台等と連携し、避難計画の策定や噴火警戒レベルの導入などを進めて参りましたほか、北海道防災会議の火山専門委員会におきまして防災対策の検討や火山活動に関する調査研究、火山噴火防災訓練などに取り組んで参っているところでございます。先般の戦後最悪の火山災害となりました御嶽山の噴火によりまして、多くの活火山がある本道にとりまして、改めて、日頃からの火山災害への備えが重要である。そういうことを強く認識したところでございます。 国におきましては、この度の御嶽山の噴火を教訓といたしまして、常時観測火山すべてにおける火山防災協議会の設置や、火山における登山届の位置づけの明確化、登山者等の安全確保のための退避壕等の整備に対する支援拡充などの取組につきまして、今後、中央防災会議の「火山防災対策推進ワーキンググループ」におきまして具体的な対応策を検討するとされております。 道といたしましては、こうした国の取り組みを踏まえまして、また、北海道防災会議火山専門委員会のご意見も頂戴しながら、市町村や気象台等と連携をし、火山防災協議会の設置や、噴火警戒レベルの導入、具体的で実践的な避難計画の作成促進など、本道における火山防災対策について検討を進めて参る考えでございます。</p>